

生活協同組合共立社 コープペイ 利用約款

(目的・適用)

第1条 この約款は、生活協同組合 共立社(以下、生協という)が運営するスマートフォン決済アプリ「コープペイ」(CooPay)の利用(代金等の支払いを含む)に関するルールを定めます。(以下、本約款という)

(コープペイの利用者)

第2条 コープペイの利用者(以下、利用者という)とは、生協の組合員および18歳以上(誕生月で判定)の家族が、本約款の定めを承認の上、コープペイの利用を申し込み、生協が利用を認めた方に限ります。

2 ひとつの組合員番号で本人と家族で3人まで登録することができます。

但し、登録できるスマートフォンは、それぞれ別の電話番号をもった機器に限ります。

3 利用者は、組合員が生協を脱退すると同時に、コープペイの利用はできません。

(サービス内容)

第3条 本サービスは、組合員が生協くらしのセンターおよび生協が認定した店舗での利用代金を、コープペイを利用し電子決済を行うものです。

2 本サービスでは、共立社が任意に設定した本サービス専用の特典(ポイント、クーポン等)を受けることができます。

3 本サービスは、以下の商品や利用代金・会費などの支払いには利用はできません。

- ① 金券類(商品券、ギフトカード、プリペイドカード、ビール券等)、ハガキ、切手、印紙、チケット類
- ② コープでんき、移動販売、ご用聞き、配食事業等の掛売りやコープくらしのたすけあいの会等の会費
- ③ 共済掛金、保険料、出資金、積立増資、灯油積立金、まごころ積立金
- ④ その他、生協が指定する商品や利用代金・会費

4 本サービスでは、一人が1日当たり購入できる酒・たばこは、ビール2ケース、たばこ2カートンまでを原則とします。

5 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、感染症、システム・通信トラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、その他の事由により本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。この場合、サービスの停止期間はコープペイでの支払いはできません。

(利用の登録方法)

第4条 利用希望の組合員が、スマートフォンでコープペイアプリをインストールし、生協名・組合員番号・組合員氏名・登録電話番号・利用するスマートフォンの電話番号を登録して組合員認証を行います。利用が可能な場合は、通常利用画面が表示され、利用ができます。

2 組合員認証が終了しても、生協に引落口座が登録されていない場合は、新規に口座登録が必要となります。口座が登録されていない場合は、コープペイアプリのインストールはできますが、コープペイでの支払いはできません。なお、生協は、サービスの充実、利用者の便宜向上のため、告知のうえ払込先を変更する場合があります。

3 コープペイに登録すると、自動的にスマートレシート会員に登録されます。

4 組合員本人以外の家族が登録した場合は、組合員本人にその旨をハガキで通知します。また、生協が利用登録者本人を確認する必要があると判断した場合、利用者は生協からの確認通知に対し、回答をおこなわなければなりません。

5 組合員本人からのお申し出があれば、家族の利用は停止することができます。

6 利用登録がされたスマートフォンは、生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合(以下、コープ東北という)内の、登録したひとつの生協の支払いだけに利用できます。

(利用方法)

第5条 利用登録後の利用方法は、別途定めるオンラインマニュアルの通りとします。

(利用決済限度額)

第6条 コープペイでの利用決済限度額は、40万円とします。ただし、利用決済限度額には、コープペイでの利用の他、生協宅配の商品代金、生協灯油配達、COOP 共済、サービス事業ご利用等の掛け売りを含みます。

2 生協のくらしのセンター(店舗)の利用限度額は、基本的に日額5万円、該当月度の利用金額は15万円とします。

3 生協の各くらしのセンター内での専門店(以下、テナント等という)では、テナント等ごとに1回あたりの利用決済上限金額が設定をされている場合、前項1項および2項の基準内かつ利用するテナント等で設定されている1回あたりの利用決済上限額とします。

(利用制限)

第7条 前条の定めその他、次の場合には、生協は利用制限を行う場合があります。

① 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした商品の購入がされていると生協が認めたとき。

② 利用者が、商品等の種類・数量・金額等に関して適当でない購入がされていると生協が認めたとき。

③ その他、不正にコープペイの利用がされていると生協が認めたとき。

2 前項に該当する場合は、現金または生協マイカード、生協グリーンカード、COOP 商品券での支払いに限ります。

(利用明細書(兼請求書)の発行)

第8条 コープペイでの利用額請求書の発行は、生協宅配を利用されている利用者へは、生協宅配商品等のお届けと併せて月1回、月ごとの請求額をまとめて発行し、商品等の配達時にお届けします。

2 生協宅配を利用されていない利用者へは、月1回、月ごとの請求額をまとめて発行し、郵送でお届けします。

3 前項の請求書には、利用者がコープペイでの利用の他、生協宅配の商品代金、生協灯油配達、COOP 共済、サービス事業ご利用等の掛け売りご利用分、その他増資、各種積立金についても請求額にまとめて発行します。

(請求金額に対する疑義等)

第9条 請求書の金額その他に疑義が生じた場合、利用者はあらかじめ生協に連絡し、対応について協議するものとします。

(利用代金・手数料等の支払方法)

第10条 代金等の支払い方法は、前月21日から当月20日までの代金について、翌月5日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)に、第2条により登録いただいた銀行等預金口座から口座振替となります。なお、支払い方法は1回払いとします。

2 前項の口座振替が、預金口座の残高不足により振替ができなかった場合、再請求として支払期限を付したコンビニエンス・ストア等での支払用紙を生協から利用者宛てに送付します。送付された支払用紙を用いてコンビニエンス・ストア等で支払う事ができます。なお、再請求事務手数料は組合員のご負担となります。

3 前項のコンビニエンス・ストア等での支払用紙の他、宅配支部窓口、または、各生協センター(店舗)受付カウンターにて、口座振替当月19日までに現金で支払う事ができます。なお、各センター(店舗)でのお支払い受付時間は午後6時までとなっています。

- 4 同項 2 項及び 3 項による支払いができなかった場合、翌月 5 日に再度口座振替を行います。更に口座振替ができず、当月 19 日までに支払いいただけない場合は、以降は現金での支払いのみとなります。なお、3 ヶ月間支払いの確認ができない場合、債権回収会社等へ利用代金回収業務の委託を行う場合があります。

(利用停止及び利用再開)

第 11 条 前条による口座振替ができなかった場合、または前条第 2 項及び第 3 項による支払期限までに利用代金等をお支払いいただけなかった場合、生協は次の対応をさせていただきます。第 3 条第 4 項第 1 号に基づいて利用登録を行った利用者が、前条第 2 項により生協との間で確認した支払期日までに代金等を支払わなかった場合も同様とします。

- ① 生協宅配を利用されている場合、商品カタログの配布、注文の受付、商品の配達を中止します。
- ② 利用者は期限の利益を喪失したものと、すべての代金等について直ちに支払を請求します。
- ③ 支払期限を付したコンビニエンス・ストア等での支払用紙を送付します。
- ④ 再請求事務手数料等の費用については、実費相当を申し受けます。

2 利用代金の支払いにより、商品利用を再開することができます。

3 以下の事項に該当する場合、生協の判断により利用を停止する事ができます。

- ① 支払い等、本利用規程に違反する恐れがある場合
- ② 換金を目的とした商品利用の恐れまたは利用が確認された場合
- ③ 同一生計、同一世帯の組合員が、口座振替不能により利用が停止になっている場合
- ④ 利用状況により、生協が不相当であると判断した場合
- ⑤ 利用金額が、前条第 6 条の利用決済限度額を超えた場合

(支払計画書および誓約書)

第 12 条 第 9 条第 3 号の支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協はその方(以下、「延滞者」といいます)に対して、生協が定めた様式による支払計画書および誓約書の提出を請求することができます。

- 2 前項の請求があった場合、延滞者は、速やかに(請求時に別に定めた期限があればその期限内)に支払計画書および誓約書を提出しなければなりません。
- 3 前項に定める期限までに支払計画書及び誓約書が提出されなかった場合、または提出された支払計画書に基づく支払いが行われないなど将来にわたって代金等の支払いが望めないと認められる場合には、法的手続に移行または、債権譲渡や債権の回収委託等を行う場合があります。

(連帯保証人)

第 13 条 生協は、必要と認めた場合、延滞者に対して、支払計画書に記載された債務を弁済する資力を有する連帯保証人を立てよう求めることができます。

(支払期限・手数料・遅延損害金)

第 14 条 支払計画書による債務弁済の最終期限は、原則として第 14 条第 1 項に定める本来の支払予定日(法人利用者に関して、同条第 2 項に基づき生協と協議して定めた別の支払予定日があればその日、以下同じ)から 3 ヶ月以内とします。

- 2 支払計画書による債務の弁済に係る費用は延滞者が負担するものとします。
- 3 生協は延滞者に対して、第 15 条および前項に定める費用のほか、第 14 条第 1 項および第 2 項に定める本来の支払予定日の翌日を起算日として、年 14.6%の割合による遅延損害金を請求します。

(延滞者の出資金に関する特則)

第 15 条 延滞者が組合員である場合、生協は延滞者に対して出資口数の減少を要請することができます。延滞者が要請に応じて出資口数を減少した場合、生協は、延滞者に対する出資金の払い戻しに係る債務と生協の延滞者に対する債権を相殺することができます。

(個人情報の取り扱い)

第 16 条 個人情報の取り扱いは、共立社個人情報保護方針に従います。

2 生協は、個人情報について、利用者から同意をいただいた提供先以外の第三者に提供、開示等はおこないません。ただし、以下の場合、利用者の同意なく、個人情報を提供することがあります。

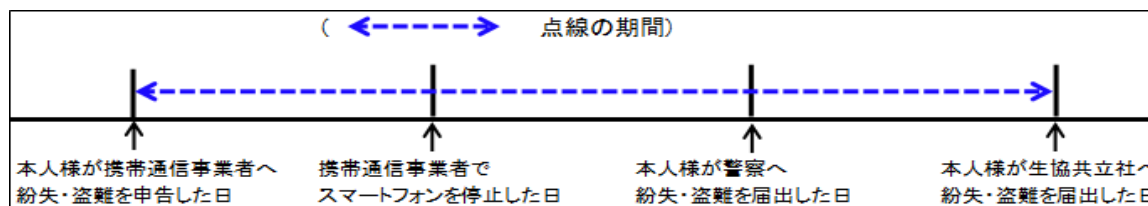
- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関、地方公共団体または当該機関・団体より委託を受けた者が法令に定める事務を遂行するにあたり、共立社が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

(スマートフォンの紛失・盗難)

第 17 条 コープペイ利用登録がされているスマートフォンが紛失・盗難したときは、利用者は次の対応を行わなければならない。

- ① コープペイ利用登録をおこなうスマートフォンには、予めスマートフォンのロック機能などで損害の予防をおこなう。
- ② 契約の携帯通信事業者に連絡し、スマートフォン本体の停止をおこなう。
- ③ 発見できなかった場合、最寄りの警察に紛失届けの提出をおこなう。
- ④ 「組合員番号」と「共立社へ登録の電話番号」を準備のうえ、生協に連絡をおこなう。組合員または利用者の依頼により、コープペイの利用を停止します。
- ⑤ 紛失または盗難により、不特定の第三者にコープペイを使用され、利用代金が発生をした場合、下記の期間の利用代金は生協が負担します。ただし、前項の①～④の対応をおこなっている場合に限りです。

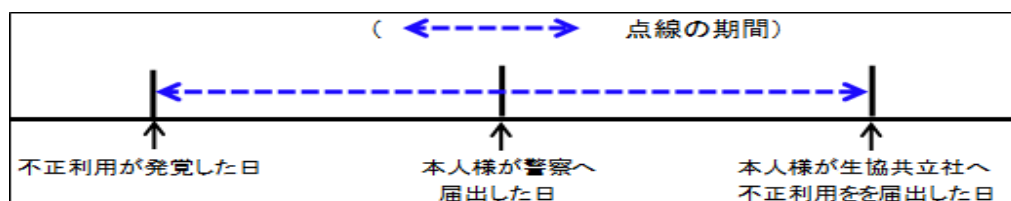
※ 紛失・盗難の申告日から生協への届出日までの期間



- ⑥ 紛失されたスマートフォンが発見された場合、生協に連絡をください。利用停止の解除を行います。

(コープペイを不正に利用されたとき)

第 18 条 なりすましなどの不正利用が発生したときは、次の(2)が済んでいることを経て、生協が調査の上、利用者本人に過失がないことが確認された場合、コープペイの不正利用額を生協が補償します。



- 2 利用者は、コープペイが不正に利用された場合、またはその可能性が生じた場合、直ちに、警察に届けたいで、生協にその旨の連絡をおこなう。
- 3 利用者がこれらに反することに起因し生じた損害は、利用者の負担とし、生協はその責任を負わないものとします。

(知的財産権)

第 19 条 コープペイアプリを含む本サービスを構成するすべてのリソースに関する一切の権利は、コープ東北または当該権利を有する第三者に帰属するものとし、利用者は本サービスの利用のみができる。利用者は、コープ東北の許可なく、所有権、著作権、商標を含む一切の知的財産権、肖像権、パブリシティー権、コンテンツ素材に関する権利を侵害する一切の行為をしてはならない。

(協議解決)

第 20 条 本約款及び関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第 21 条 利用者と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本約款の改定)

- 第 22 条 生協は、サービスの充実、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他サービスの円滑な実施等、必要があると判断をした場合に、本約款を変更することができる。
- 2 前項の場合、生協は本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。
 - ① 電子メールの送信等の電磁的方法
 - ② Web サイトへの掲示
 - ③ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法
 - 3 本約款に関する解釈上の疑義、改廃及び変更は、共立社常務理事会が決定し、共立社理事会へ報告をおこなう。

付則

- 1 本約款は、2020 年 3 月 16 日より施行する。
- 2 本約款は、2021 年 8 月 3 日より一部改定する。